

定 款

株式会社 J S H

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は、株式会社 J S Hと称し、英文では、 *JSH Co., Ltd.* と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医療経営コンサルティング業務
2. 医療に関する情報の配信サービス業務
3. 健康の保持、増進および管理に関するコンサルティング業務
4. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
5. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
6. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
7. 障害者の就労支援に関する事業
8. 障害者支援施設の経営
9. 児童福祉法に基づく障害児支援事業
10. 健康保険法に基づく訪問看護事業
11. 在宅介護事業
12. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく介護予防サービス事業
13. 労働安全衛生法に基づくストレスチェック事業
14. 有料職業紹介事業に関する業務
15. 農業の経営ならびに農作物の仕入、生産、加工、販売、貯蔵および運搬
16. 農業生産に係る作業委託
17. 貸農園および農業体験農園の運営
18. 一般旅行業、国内旅行業、海外旅行業および旅行業代理店業
19. 旅行業法に基づく旅行業
20. 旅行および観光に関するコンサルティング
21. ホテル・旅館その他宿泊施設の運営
22. 住宅宿泊管理業に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業
23. 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業その他宿泊施設の経営
24. 健康食品、衛生用品、医薬部外品、化粧品、食料品および飲料品の販売、製造販売および輸出入
25. 衣料品、貴金属、日用品・服飾雑貨の販売および輸出入
26. 酒類の販売業
27. インターネット、その他通信ネットワークおよびカタログ等による通信販売および仲介
28. 企業の経営計画・事業承継契約、企業組織再編、事業再編、企業再生に関する経営コンサルティング業務
29. 有価証券等の取得および保有

30. 投資事業組合財産の管理運営業務
31. 投資事業有限責任組合財産の管理運営業務
32. 融資、融資の斡旋、保証、金銭債権の買取業務および総合管理業務
33. 第一種金融商品取引業
34. 第二種金融商品取引業
35. クラウドファンディング事業
36. 不動産の売買、賃貸および仲介
37. 不動産管理業（プロパティマネジメント）
38. インターネットメディア事業
39. 前各号に附帯関連する一切の業務

### 第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都中央区に置く。

### 第 4 条（公告の方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第 5 条（機関の設置）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、18,530,400 株とする。

### 第 7 条（自己株式の取得）

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第 8 条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100 株とする。

### 第 9 条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項の各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第 10 条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### 第 11 条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の決議において定める株式取扱規則による。

#### 第 12 条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 13 条（招集）

当会社の定時株主総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

#### 第 14 条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集し、議長となる。なお、代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第 15 条（電子提供制措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取るものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使するこ

とができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第 18 条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 19 条（取締役の員数）

当社の取締役は、10 名以内とする。

#### 第 20 条（取締役の選任方法）

当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第 21 条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第 22 条（代表取締役および役付取締役の選定）

取締役会は、その決議により代表取締役 1 名もしくは複数名定めることができる。

2. 代表取締役は、当社を代表し、当社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名定めることができる。

#### 第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。なお、代表取締役に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### 第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 25 条（取締役会の決議等の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### 第 26 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに署名若しくは記名押印または電子署名を行う。

#### 第 27 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

#### 第 28 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与および退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める範囲内で取締役会の決議により免除することができる。

#### 第 30 条（非業務執行取締役の責任限定）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

#### 第 32 条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとす

る。

#### 第 34 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第 35 条（監査役会の招集）

監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日日の 3 日前までに発する。

3. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

#### 第 36 条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

#### 第 37 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 38 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第 39 条（監査役会規則）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

#### 第 40 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める範囲内で取締役会の決議により免除することができる。

#### 第 41 条（監査役の責任限定）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 42 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 43 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議をされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第 44 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

### 第 7 章 計 算

#### 第 45 条（事業年度）

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### 第 46 条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

#### 第 47 条（中間配当金）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

#### 第 48 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、支払開始日の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息はつけない。

### 第 8 章 附 則

#### 第 49 条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。